



介護保険料の賦課誤りについて

令和8年7月31日

(問い合わせ先)

担当：福祉部長寿福祉課 我妻

直通電話：0248(88)8117

報道機関各位

令和8年度の介護保険料について、下記のとおり賦課誤りがあることが判明したことから、ご報告いたします。

記

1 経緯

介護保険システム改修の業務受託者(株式会社福島情報処理センター)より、介護保険料を算定する際の所得区分の基準見直しに対応するため介護保険システムを改修したが、所得段階の判定の設定に間違いがあったとの連絡があり、介護保険料の賦課誤りが発生していることが判明しました。

2 影響

賦課誤りの影響を受ける方は217名で、増額更正により介護保険料の追加徴収が必要となる額5,439,110円が発生しました。対象者1名当たりの最大額は71,040円、最小額は15,530円です。

◆内訳

対象者数	1名当たりの追加徴収する金額	追加徴収する金額
134名	15,530円	2,081,020円
1名	19,410円	19,410円
1名	21,350円	21,350円
19名	23,290円	442,510円
8名	24,450円	195,600円
25名	39,980円	999,500円
9名	47,750円	429,750円
11名	55,510円	610,610円
9名	71,040円	639,360円
(計) 217名		(計) 5,439,110円

3 原因

令和8年4月に施行された令和7年度税制改正において、介護保険料を算定する際の所得区分などの基準が見直されました。

この見直しに対応するため、介護保険システムの設定を変更しましたが、その設定の一部に誤りがあり、本来の介護保険料額より少なく算定されたことが原因でした。

4 対応

該当する方に対しては、速やかに介護保険料額の変更通知書と追加徴収分の納付書を、説明文とともに送付します。

5 再発防止策

介護保険システムの改修について、業務受託者に改修後の検証、詳細な報告を求め、複数人による確認体制を構築し、適正な事務処理に努めます。